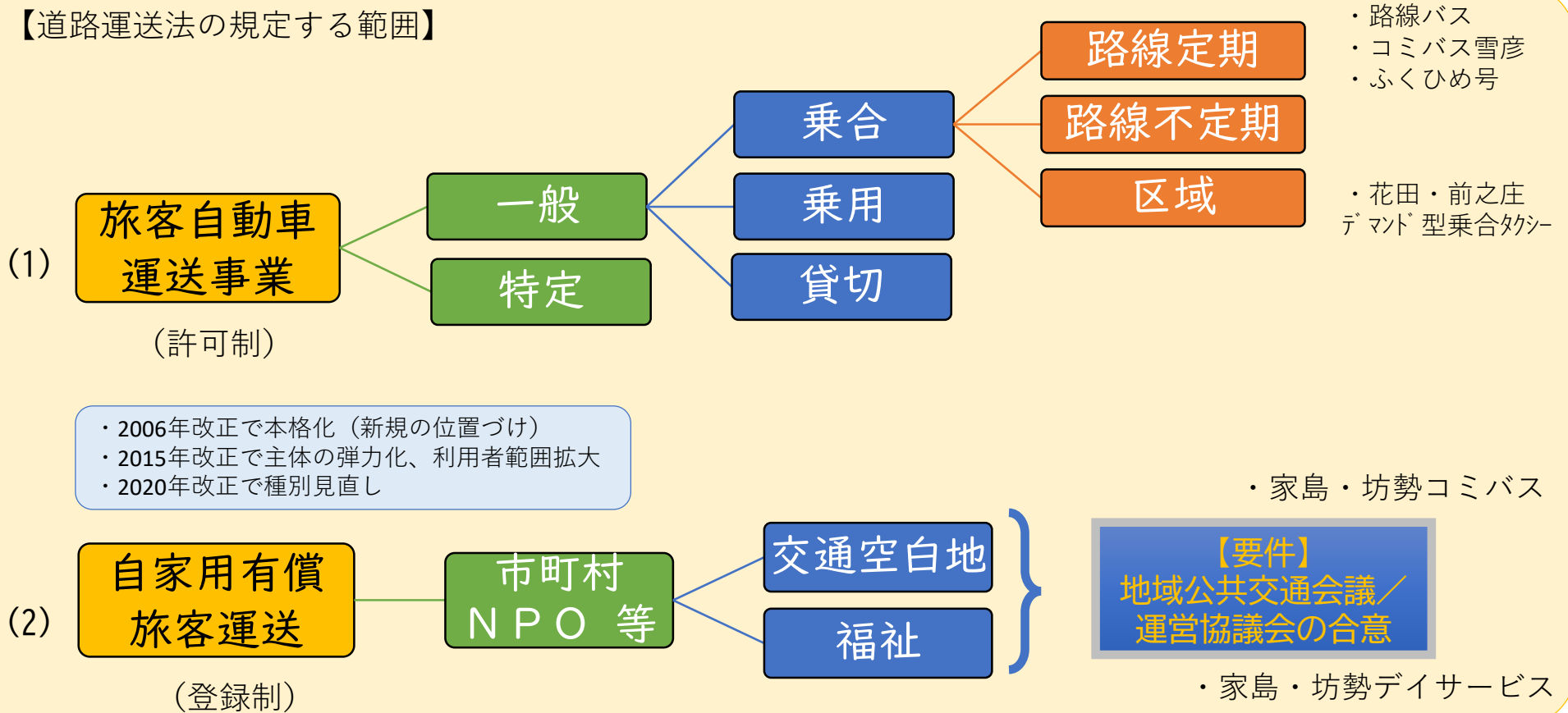


【報告資料】 ボランティア輸送の実施に向けた取り組みについて

旅客輸送の種別

【道路運送法の規定する範囲】



【道路運送法の規定範囲外】

(3) 許可・登録を要しない輸送 (≡いわゆる無償/ボランティア輸送)

地域自治会やNPO法人等による旅客運送について

自家用有償旅客運送（道路運送法第78条）

公共交通空白地有償運送

【主な国への登録要件】

- ・ 過疎地、その他これに類する地域において、タクシー等公共交通機関では十分な輸送が確保できない場合
- ・ 市、旅客事業者、住民、国等で構成される 運営協議会において協議が整った場合
- ・ 運送対価は 営利に至らない実費の範囲内
- ・ 使用車両は、法人等所有者または、運送者に使用権原があるもの。
自治体貸与も可能
- ・ 運転者は2種免許、または1種免許で大臣認定講習を修了した者
- ・ 損害補償措置として、対人8千万円、対物2百万円、搭乗者も対象となる 任意保険への加入義務あり

福祉有償運送

【主な国への登録要件】

- ・ 単独ではタクシー等の 公共交通機関を利用できない身障者等の外出するための手段を確保する場合
- ・ 市、旅客事業者、住民、国等で構成される 運営協議会において協議が整った場合
- ・ 運送対価は 営利に至らない実費の範囲内
- ・ 使用車両は、法人等所有者または、運送者に使用権原があるもの。
自治体貸与も可能
- ・ 運転者は2種免許、または1種免許で大臣認定講習を修了した者。 福祉車両以外は介護福祉士等のみ運行可
- ・ 損害補償措置として、対人8千万円、対物2百万円、搭乗者も対象となる 任意保険への加入義務あり

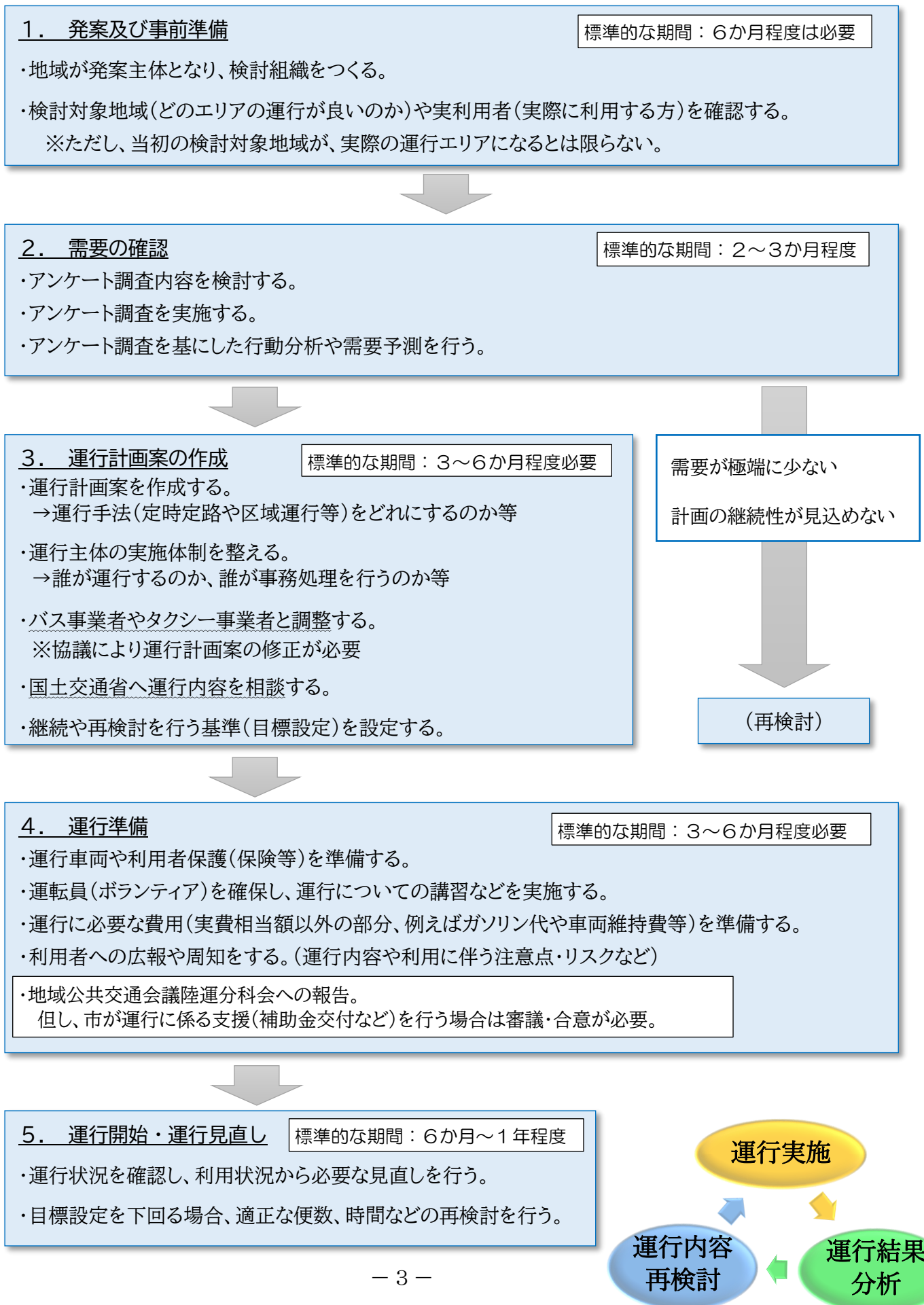
ボランティア輸送 （同法の許可・登録が不要）

【具体例】

- ・ ボランティア活動として行う運送において、実際に運送に要したガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみを収受する場合
 - ・ デイサービスや授産施設を経営する者が、自己の施設利用を目的とする通所、送迎を行う場合で、送迎に係るコスト（ガソリン代等の実費含む）を利用者から収受しない場合
 - ・ NPO等が個人ボランティアによる地域住民運送サービスを 自治体の車両を利用して行う場合。自治体からの補助金に運転者の人件費報酬等が含まれている場合は有償に該当し許可・登録が必要
- 【当事者の留意、利用者への周知事項】
- ・ 道路運送法の規定外であり、同法が定める 輸送安全、利用者保護の措置が担保されていないこと
 - ・ 事故時の責任の所在、保険加入の有無内容

輸送や旅客の 安全性担保のほか、人件費等が 無償であり持続性が課題

姫路市における「ボランティア輸送」の実施に向けたスキーム



広峰地区ボランティア輸送 運行エリア

